

## 平成27年度 向日市子ども・子育て支援事業計画に係る〔拡大〕及び〔新規〕取り組み事業について

### ◆ 教育・保育事業関係

#### 1. 【新規】現施設（保育園・幼稚園）から認定こども園への移行に関する意向調査の実施

京都府からの依頼により、市内の保育所を運営している社会福祉法人（4か所）及び幼稚園を運営している学校法人（3か所）に対し、認定こども園への移行等に関する意向調査を実施しました。

今後、特に0～2歳児の低年齢児の保育ニーズとともに、新たな教育・保育の場として期待されることから、認定こども園に対する情報提供や相談窓口の充実を図るなど、私立認可保育所、私立幼稚園から認定こども園への移行について支援を行っていきます。

#### （回答内容）

- ・予定あり 1か所 ※時期は未定
- ・検討中 1か所
- ・予定なし 5か所

#### 2. 【新規】来年度開園保育所開設予定者に対する建設にかかる補助金の予算措置

来年度市内に認可保育所を開設予定の社会福祉法人に対し9月補正予算で建設に係る補助金を計上し議会で可決されました。

#### （保育所の概要）

- ・場 所 向日市寺戸町寺田1番8号（国有地）
- ・敷地面積 1,330.77㎡
- ・定 員 120人
- ・開設予定 平成28年11月
- ・実施主体 社会福祉法人 博光福祉会（大阪府）

### 3. 【新規】小規模保育事業所の開設

子ども・子育て支援新制度による、小規模保育所（0～2歳児対象）が開設され、平成27年10月から市の「認可」「確認」を受けた保育所として運営されています。

（小規模保育所の概要）

- ・場 所 向日市寺戸町七ノ坪139 ベアティ洛西口2階
- ・定 員 17人（0歳児：3名、1歳児：6名、2歳児：8名）
- ・開 設 日 平成27年10月1日
- ・名 称 ニチイキッズ洛西口保育園
- ・事業主体 株式会社 ニチイ学館（東京都）

### ◆地域子ども・子育て支援事業

#### 1. 【新規】利用者支援事業

地域の子育て支援団体（NPO法人）が実施（平成26年度～）されている地域子育て支援拠点のさらなる充実を図るため、子育て家庭が適切な施設や事業を円滑に利用できるよう支援することを目的として、研修等を受講した「利用者支援員」により子育て相談や子育て支援事業の紹介などを行う「利用者支援事業」が開始されました。

（内 容）

- ・場 所 向日市寺戸町三ノ坪8-3（地域子育て支援拠点）
- ・事業主体 NPO法人子育て支援 ねこばす
- ・開 設 日 月・火・水・金・土（週5日）
- ・内 容 (1)「個別ニーズ」の把握〔情報集約・相談〕  
(2)地域にある施設・事業の総合的な利用者支援  
〔情報提供・利用支援〕  
(3)関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり  
〔連絡調整・広報啓発〕  
など

## 2. 【拡大】地域子育て支援拠点

地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を行うとともに、地域の子育て団体の参画による支えあいでの地域の子育て力の向上を目指すことを目的とした「地域子育て支援拠点」（平成26年度～）の開設日を拡大（週3日→週5日）し、さらなる拠点機能の充実に努めました。

- ・場 所 向日市寺戸町三ノ坪8-3
- ・事業主体 NPO法人子育て支援 ねこぼす
- ・開設日 月・火・水・金・土（週5日）
- ・内 容 (1)親子交流の場の提供  
(2)子育てに関する相談・援助  
(3)地域の子育て関連情報の提供  
(4)子育て支援に関する講習等

## 3. 【新規】子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者の疾病、仕事、社会的事由又は育児疲れなどにより、児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を短期間（原則7日以内）、児童福祉施設でお預かりすることが可能となりました。

- ・委託施設 大阪府三島郡島本町山崎五丁目3-18  
社会福祉法人 大阪水上隣保館
- ・対象事由 <ショートステイ>
  - (1)児童の保護者の疾病
  - (2)社会的事由（冠婚葬祭、転勤、出張など）
  - (3)身体・精神上の事由（育児疲れ、育児不安など）
  - (4)家庭養育上の事由（出産、看護、事故、災害など）<トワイライトステイ>  
保護者が仕事等により、平日の夜間又は休日に不在となる場合
- ・利用期間 <ショートステイ>  
原則7日以内
- ・利用時間 <トワイライトステイ>  
平日 概ね午後6時～午後10時まで  
休日 概ね午前9時～午後5時まで
- ・利用者負担 あり

#### 4. 【拡大】放課後児童健全育成事業

核家族化の進展や共働き世帯の増加など子どもを取り巻く環境が変化する中、児童が安心・安全に過ごすことができ、保護者も安心して就労することができるよう、平成27年度から、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会育成事業）の対象児童を5、6年生まで拡大しました。

また、平成27年度入会児童数の増加に対応するため、学校施設の活用による保育スペースの確保を行いました。

- ・学校施設を活用した児童会 第2・第3・第4・第6留守家庭児童会

#### ◆計画記載（第5章施策の展開）の子育て関連事業

##### 1. 【新規】第5保育所の耐震化工事の実施（平成26年度）

耐震診断調査により、建物の一部に耐震補強が必要とされたことから、入所児童の安全を最優先として、国の基準をクリアするための耐震補強工事を実施するとともに、施設の一部改修を行い保育環境の向上を図りました。

- ・工事の内容

耐震改修工事・・・耐震壁新設、開口閉鎖、耐震スリット  
避難スロープ基礎補強

一般改修工事・・・便所、保育室、乳児室、調乳室改修工事 他

- ・I S値 0.33→0.81 ※市の安全基準の目安0.7をクリア

##### 2. 【新規】第3子以降の保育料免除事業

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、平成27年度から第3子以降の保育園・幼稚園の保育料を無償にしました。

- ・対 象 第3子以降の保育園・幼稚園児  
※満18歳未満の児童が3人以上いる世帯
- ・所得制限 保育園：640万円 幼稚園：680万円

### 3. 【拡大】子ども医療費支給制度の拡充 ※平成27年9月から

子どもを生き育てる環境づくりの一環として、子どもの医療費の一部を助成することにより、乳幼児及び児童（生徒）の健康の保持、増進を図りました。

- ・入院 1か月1医療機関200円（自己負担額）  
※小学校から中学生まで拡大
- ・通院 1か月1医療機関200円（自己負担額）  
※小学校就学前から小学6年まで拡大
- 1か月3,000円（自己負担額）  
※中学生まで拡大

### 4. 【新規】高校等中退者の学び直しに対する授業料支援（子どもの貧困対策）

母子家庭等の親の高等学校卒業資格取得を支援することで、より良い条件での就業や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、民間事業者などが実施する対象講座（通信講座を含む）の受講費用の一部を支給することとしました。

- ・対象者 母子家庭、父子家庭 ※満20歳未満の児童を扶養している方
- ・支給額 受講費用の6割分を支給 ※上限15万円